

9月は動物愛護月間です

飼つたなら めんどみよう 最後まで

飼い主の ルールとマナー

1 犬の登録と狂犬病予防注 射を受けましょう

生後3カ月以上のすべての犬
に「登録」と「狂犬病予防注射」
が法律で義務付けられています。
「登録」は生涯に1回です。

「狂犬病予防注射」は毎年1
回です。必ず実施してください。
また、登録犬が死んでしまつ
たときや住所、飼い主に変更が
あつたときは、建設環境課まで
連絡してください。

2 犬はつないで飼育しまし ょう

犬の放し飼いは、県条例で禁
止されています。

犬を放し飼いにすると、農作
物を荒らしたり、他人の敷地に
入つていたらをしたり、最悪
の場合には、咬傷事故の可能性
もあります。

犬は必ずつないで飼育しまし
ょう。

また、茨城県内では、秋田犬、
土佐犬、紀州犬、ジャーマンシ
エパード、ドーベルマン、グレ
ートデーン、セントバーナード、

アメリカンピットブルテリアの
8種類（このほか特に大型の犬
も含む）を「特定犬」に指定し
て、おりの中での飼育を義務付
けています。

3 環境美化に努めましょう

ペットの粪の後始末は飼い
主の義務です。

散歩の途中で粪をした場合
は、必ず持ち帰り、公共の場所
(道路・公園など)や他人の土地、
建物を汚さないようにしましょう。

また、飼育場所の周辺は常に
清潔にして、ハエや悪臭の発生
を防ぎましょう。

4 立派にしつけをして愛さ れるペットにしましょう

犬の放し飼いや鳴き声による
騒音、排泄物による苦情といっ
たペットによる苦情相談があと
を絶ちません。

これらの多くは、飼い主によ
る飼育管理やしつけによって改
善することができます。

飼い主の努力でご近所からも
愛されるペットにしてあげまし
ょう。

迷子をなくすために、飼つて
いるペットには名札や標識など
をつけて、飼い主が誰であるか
わかるようにしましょう。
特に、犬には鑑札・注射済票
をつけましょう。

5 飼い主がわかるようにし ましょ

動物を飼うときは、責任を持
つて最後まで飼育しましょう
動物を飼うときは、習性をよ
く理解し、命あるもの最後まで
責任を持って飼育しましょう。
動物をみだりに虐待または遺
棄した者には、50万円以下の罰
金が処せられます。

○お問い合わせ

建設環境課 生活環境G

☎(84)3618

